

序 章

1. 計画の目的

(1) 都市計画の役割

1) 都市計画の必要性

都市が自然環境や農業活動と調和共存しながら持続的に発展するためには、限られた土地・自然資源を有効に配分しながら、建物、施設用地、自然環境を適切に配置し、あわせて市街地で道路、公園、下水道などの都市施設を計画的に整備、維持管理、利活用することが求められます。

鷹栖町は農業を基幹産業とする旭川市近郊の都市ですが、鷹栖町の市街地が農業と調和を図りながら未来に向け発展し、健康で文化的な住民生活、商工業など都市活動が行われるためには、土地の利用及び規制、市街地の計画的な整備や維持管理、行政と町民と協働のまちづくりが行われることが不可欠であり、この役割を担うのが都市計画です。

2) 都市計画の役割

鷹栖町都市計画は、行政と町民が協働のまちづくりの理念や市街地の将来像を設定し、土地利用、都市施設に関する方針を定め、目標を具体化することにより、農業や自然と調和しながら、町民の健康で文化的な生活、商工業など機能的な都市活動を確保することを、その目的とします。

(2) 都市計画マスタープランの目的

1) 都市計画マスタープランの役割

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、市町村は自らのまちづくりの理念、将来の市街地像を示すとともに、地域の都市生活、都市活動を支えるよう都市施設の計画について、長期的、総合的視点に立って定める必要があります。

この必要性に応えるものとして計画、策定されるのが「都市計画に関する基本方針（＝都市計画マスタープラン：都市計画法 18 条の 2^{※1}）」です。

※1

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2) 関連する計画

策定にあたっては、住民にもっとも近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映し、市町村自らの判断で都市計画の基本方針を定めます。また、この計画は、市町村が定める総合計画、国土利用計画、環境基本計画及び都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したものととして定めることとなります。

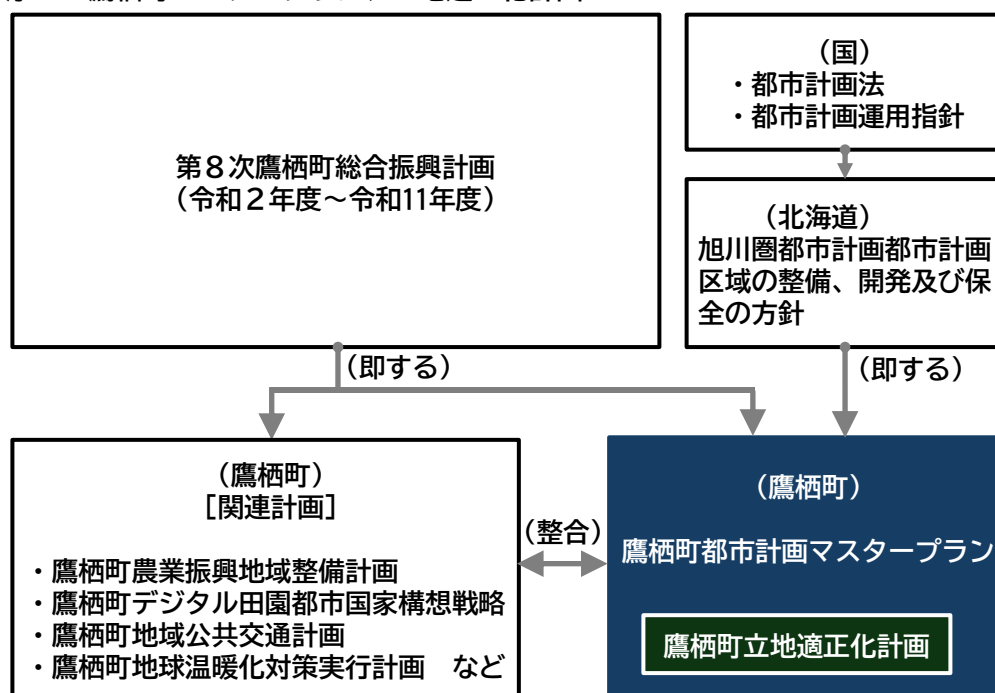
2. 計画の位置づけ、期間

(1) 位置づけ

鷹栖町の都市計画マスタープラン（第2次、以下「本計画」と称す）は、第8次鷹栖町総合振興計画、旭川圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものととして定めます。

また、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部として位置づけられ、上位計画である総合計画や関連の深い総合戦略との整合性をふまえた計画とします。

図 序-1 鷹栖町マスタープラン、立地適正化計画



(2) 計画期間

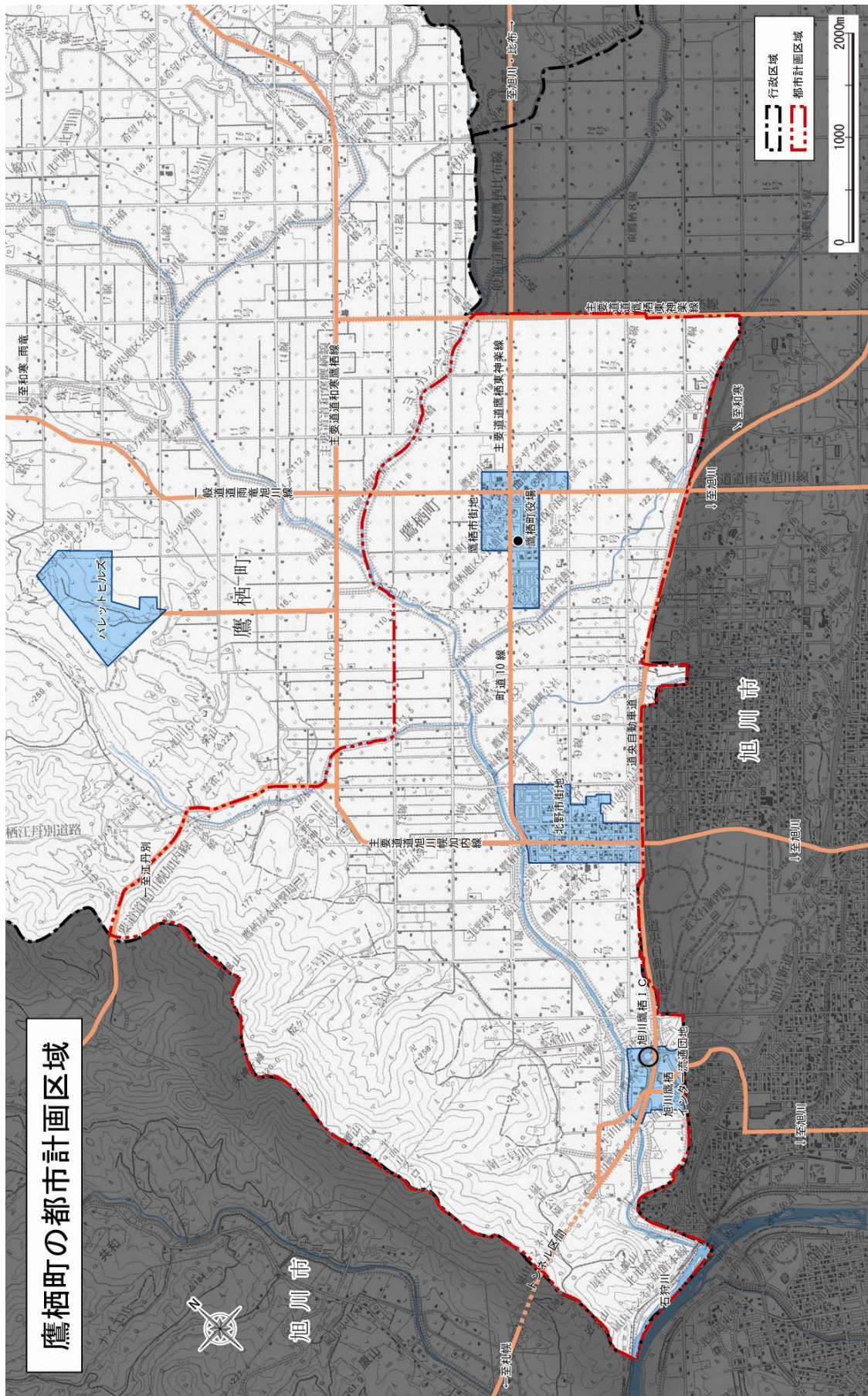
本計画の期間は、令和8年度（2026年）から令和27年度（2045年）までのおおむね20ヶ年を見据えた計画とし、おおむね10ヶ年（令和17年度（2035年））を目途に計画の点検、見直しを行うこととします。

また、前提となる社会状況の大幅な変化、鷹栖町総合振興計画、北海道の都市計画や本町農業施策の大幅な変更、本計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うことができることとします。見直しは、鷹栖町都市計画審議会の議を経て、所定の規定を踏まえ行うこととします。

(3) 計画の範囲

本計画は、旭川圏都市計画区域のうち、鷹栖町の都市計画区域を主な対象とし、特に市街地（市街化区域）を重点的に扱います。

図 序-2 鷹栖町の都市計画区域の位置



3. 計画の構成

本計画では、「都市計画マスタープラン」の一部として「立地適正化計画」を取り込み一つの計画として構成します。

図 序-3 鷹栖町都市計画マスタープラン・立地適正化計画の構成

